

国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書

国民健康保険は、昭和33年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化された。

現在、国民健康保険加入者の状況は、高齢者が増え、さらに、失業者や非正規雇用者も増えていることが想定され、国民健康保険は、以前にも増して低所得者を多く抱える構造となっている。

しかしながら、加入者の所得が低下しているにもかかわらず、年々保険料が上がっているため、保険料の支払が困難となっている世帯が増えている。

一方、国民健康保険事業には、その健全運営に対する国の責任があるため、国庫負担が定められているが、国庫負担の基準は、昭和59年までは医療費の約45%であったものが随時引き下げられ、現在では、医療費から患者負担を除いた医療給付費の約43%にまで減っており、調整交付金の交付状況等によっては、さらに減額されている自治体も存在する状況である。

よって、国におかれては、国民健康保険を社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、国庫負担を見直し、増額されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月18日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣